

訪問看護利用料金表（介護保険を適用する場合）について NO.1

地域区分別の単価（7級地 10.21円）

		訪問看護（要介護1～5）					介護予防訪問看護（要支援1・2）				
		基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	314	3,206 円	321 円	641 円	962 円	303	3,094 円	309 円	619 円	928 円
30分未満	看護師	471	4,809 円	481 円	962 円	1,443 円	451	4,605 円	461 円	921 円	1,382 円
30分以上	看護師	823	8,403 円	840 円	1,681 円	2,521 円	794	8,107 円	811 円	1,621 円	2,432 円
60分以上	看護師	1,128	11,517 円	1,152 円	2,303 円	3,455 円	1,090	11,129 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円

理学療法士等による訪問の場合

	基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
2回（40分）	588	6,003 円	600 円	1,201 円	1,801 円	568	5,799 円	580 円	1,160 円	1,740 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

その他サービスの加算	項目
死後の処置料	10,000円
交通費（町外）※訪問する住所	500円

訪問看護利用料金表（介護保険を適用する場合）について NO.2

地区区分別の単価（7級地 10.21円）

加 算 名 (要介護度による区分なし)	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等	内容
			1割負担	2割負担	3割負担		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） (訪問看護ステーション)	600	6,126 円	613 円	1,225 円	1,838 円	1月に1回	利用者の同意を得て、計画的な訪問看護以外の緊急訪問を行う場合に算定する。月の2回目以降の緊急時訪問から夜間・早朝・深夜の加算が算定できる
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円	1月に1回	気管カニューレや留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,553 円	255 円	511 円	766 円		在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴を受ける状態等の利用者に対する加算
ターミナルケア加算	2,500	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円	死亡月に1回	利用者の、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に加算
初回加算（Ⅰ）	350	3,574 円	357 円	715 円	1,072 円	初回のみ	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に、初回の訪問看護を行った場合に加算
初回加算（Ⅱ）	300	3,063 円	306 円	613 円	919 円	初回のみ	初めて訪問看護を行った月、もしくは前回訪問看護より2ヶ月訪問看護を受けていない場合に加算
退院時共同指導加算	600	6,126 円	613 円	1,225 円	1,838 円	1回あたり	病院、老健施設に入院・入所中の方が退院退所の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合に加算
看護体制強化加算（Ⅰ） ※要介護者のみ	550	5,616 円	562 円	1,123 円	1,685 円	1月に1回	緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算について一定割合以上の実績のある事業所の評価
複数名訪問看護加算 (2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)	254	2,593 円	259 円	519 円	778 円	30分未満の場合	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定（利用者の身体的理由・暴力行為・その他）
	402	4,104 円	410 円	821 円	1,231 円	30分以上の場合	
長時間訪問看護加算	300	3,063 円	306 円	613 円	919 円	1回あたり	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間～1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ 1）	6	61 円	6 円	12 円	18 円	1回につき	要件を満たし、県知事に届け出た指定訪問看護事業所が算定（計画的な研修、健康診断）等
口腔連携強化加算	50	511 円	51 円	102 円	153 円	1月に1回	口腔の健康状態の評価結果を、要件を満たした歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合

H30.12 森町訪問看護ステーション

R03.04改訂 森町訪問看護ステーション

R03.09.改訂 森町訪問看護ステーション

R06.06.改訂 森町訪問看護ステーション